

# 公共下水道供用開始区域が、 (下水道の使用できる区域) 4月1日から24.68ヘクタール広がりました

## 公共下水道供用開始区域

- ◇大字白倉の一部 9.68ヘクタール
- ◇大字天引(25区)※一部除く 15.00ヘクタール



住みよい快適な環境づくりのために

水道課業務係 内線221・222

### 供用開始区域を告示

公共下水道が使用できる区域が新たに追加されました。区域内のご家庭では、排水設備を設置することにより、トイレや台所などの汚水を直接公共下水道に流すことができるようになります。

### 下水道への接続工事を

公共下水道が完成し、処理区域になると、くみ取り式トイレの場合3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続することが下水道法に定められています。



また現在、浄化槽を使用されているご家庭も浄化槽を廃止し、すみやかに公共下水道に直結していただくこととなります。

### 工事は排水設備指定工事店で



指定工事店は町内37社、町外74社が登録しています。見積り合わせなどで比較して選定しましょう。

### 排水設備工事をするときには、必ず「指定工事店」へお申し込みください。

「指定工事店」以外の業者が工事をすることは規則により禁じられています。 ※「指定工事店」とは、工事が適正に行われるよう町が指定し指導を行っている業者です。

お住まいの地域が供用開始区域になった皆さんは、お早めに公共下水道に接続しましょう！



## 役場本庁舎窓口が 変わりました！

健康課が「にこにこ甘楽」に移転したことに伴い、役場本庁舎1階を一部改修しました。町民の皆さんが役場を利用しやすいようにカウンターを延長し、いすや手すりを増設し窓口を拡充しました。

お気軽にお立ち寄りください。



## こんなときは届出が必要です

■ 住民課 住民係 内線 264

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳未満の全ての人が加入する公的年金制度です。

国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。種別変更の届出を忘れると、年金が受け取れなかったり、減額されたりする場合がありますので、忘れずに手続きを行いましょ。

### 加入種別

#### ◆ 第1号被保険者

自営業者やその配偶者、学生や無職の人などが対象になります。

#### ◆ 第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金に加入している人が対象になります。

#### ◆ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象になります。

### 種別変更となるケース

#### ◆ 第1号被保険者になるケース

第2号被保険者が退職すると第1号被保険者となります(第3号被保険者になる場合を除く)。

また、その人に扶養されていた配偶者(第3号被保険者)も第1号被保険者になります。

#### ◆ 第2号被保険者になるケース

第1号被保険者、第3号被保険者が就職して厚生年金に加入すると第2号被保険者になります。

#### ◆ 第3号被保険者になるケース

厚生年金に加入している人の被扶養配偶者になる場合(年収130万円未満)は第3号被保険者になります。

※第1号被保険者になると国民年金保険料の納付が必要となります。納付方法を口座振替などに変えたいとき、納付が困難で免除・猶予制度を利用したいときにはご相談ください。

### ■ 問合せ先

高崎年金事務所(代表)

☎ 027(322)4299

## ご存じですか「学生納付特例制度」

— 学生は承認を受けると

保険料の納付が猶予されます —



20歳以上の学生は、申請し承認を受けることにより、卒業するまでの間、保険料の納付が猶予されます。申請は原則として毎年必要です。平成29年度に学生納付特例制度により保険料納付が猶予されている人で、平成30年度も在学予定の人には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が3月末ごろに送付されますので、返送するだけで手続きができます。

初めて申請する人や、学校などに変更がある人、ハガキ形式の申請書が届かなかつた人は、住民係で手続きをしてください。

### ☆今年度の承認期間

平成30年4月～

平成31年3月までの1年間

※申請については最大2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができますので、申請を希望される場合にはご相談ください。

### ☆手続きに必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 学生証の写し(表裏両方) または在学証明書
- ③ 個人番号のわかるもの
- ④ 印かん(認め印)

猶予を受けた期間は、年金額には反映されませんが、10年以上であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。(ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。)